

【論 文】

社会福祉士制度における専門職概念の変遷

—行政資料の質的分析を通じて—

道念 由紀*

要旨：本稿の目的は、社会福祉士制度における専門職概念の変遷過程と、「ソーシャルワーク」、「相談援助」、「社会福祉援助技術」という用語の使用状況や相互の関連性を明らかにすることである。研究対象は、社会福祉士制度を審議した行政資料とした。研究方法は、質的分析であるテーマ分析法を用いた。結果として、社会福祉士の専門職概念は、個別の対象者に対するサービスの利用支援から、地域の連携、協働の促進や支援体制の構築といった地域福祉の増進へと変化したことがわかった。また、「ソーシャルワーク」、「相談援助」、「社会福祉援助技術」は、相互に代替的に使用されてきたが、近年は「ソーシャルワーク」と「相談援助」の相違が論点となり、さらに「ソーシャルワーク」の概念には有識者間でも乖離が見られることがわかった。今後の社会福祉士制度の発展に向けては、「ソーシャルワーク」の概念の明確化と、認識の共有の促進が必要と考えられる。

Key Words: 社会福祉士, 専門職性, 概念, 行政資料, 質的分析

1. 研究の背景と目的

1. 背景

現在、我が国のソーシャルワーク専門職の資格制度である社会福祉士制度は、変革期のただなかにある。昭和 62 年の法制定より、主に 3 度、時代状況の変遷に応じた制度改革が行われた。直近の改正となる令和元年度改正は、そのなかでも特異な特徴を示しており（道念 2024a）、社会福祉士制度を取り巻く状況のみならず、根幹たる専門職概念にも変化が生じていることが推察される。

社会福祉士制度を取り巻く状況の変化としては、全世代型社会保障構築会議（2023）における指摘が挙げられる。当該報告では、社会保障制度改革のための今後の取り組みの一つに「地域共生社会の実現」を掲げ、「多様な専門性や背景を持つソーシャルワーカーの確保・活用のための取組」として「社会福祉士の更なる活用について検討を行う」としている。また、令和 6 年度介護報酬の改定事項では、介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援等指標の支援相談員の配置割合に、社会福祉士の配置の有無が設けられた（厚生労働省 2024：93）。介護報酬では初めて社会福祉士の配置が評価されたこととなる。このように、社会福祉士の活用促進への政策的動向が、社会福祉士制度の外的状況として進んできている。

また、社会福祉士制度の内的状況としても、大きな変化が生じている。令和 3 年に設置された

2024 年 6 月 28 日受付 / 2025 年 2 月 11 日受理

* 明治学院大学社会学部附属研究所研究員

社会福祉士国家試験の在り方検討会の報告を受け、令和 4 年に厚生労働省社会・援護局長通知が発出された（厚生労働省 2022）。これを受け、国家試験の段階的移行が図られ、令和 5 年度の合格率は従前のおよそ倍となる 58.1%に上昇した。社会福祉士の活用促進を求める外的動向に伴い、社会福祉士制度のなかでも質的量的拡充に向けた動きが進んでいるのが昨今の状況である。

こうした状況の変化は明白である一方、社会福祉士制度のいわば内的な、専門職概念の変遷は必ずしも明らかではない。道念（2024a）では、社会福祉士制度の創設・改正に関する行政資料において、社会福祉士の「専門」に関する言葉に変化が見られることが指摘された。だが、専門職性に関する概念やロジックがなぜ、どのように変化したのかや、専門職性の中核となる用語である「ソーシャルワーク」、「相談援助」、「社会福祉援助技術」の詳細な使用状況や、相互の関連性の解明などについては残された課題となった。

制度には変革と継続の側面があり、時代状況に応じた見直しは歴史を踏まえて行われる。さらに社会福祉士制度は資格制度であり、有資格者やそれを目指す人の存在により初めてその実効性が具現化される。そのため、社会福祉士制度の専門職性の変遷を解明することは、今後社会福祉士制度が持続的に発展し、社会福祉士である人材が効果的な実践を行うためにも、意義があるものと考えられる。

2. 目的

本研究の目的は、社会福祉士制度における専門職性に関する概念の変遷過程を明らかにすることである。これに付随して、社会福祉士の専門職性の中核を表すと考えられる「ソーシャルワーク」、「相談援助」、「社会福祉援助技術」という用語の使用状況や相互の関連性を明らかにすることも目的とする。

本研究は、道念（2024a）の後継研究にあたるものである。なお、別の角度からの研究として、道念（2024b）では、国会におけるソーシャルワーク概念の明確化を行っている。道念（2024b）では、社会福祉士制度に限らずソーシャルワークという概念が、立法府の議論においてどのように活用されたかを明らかにしているのに対して、本研究は、社会福祉士制度に焦点化し、ソーシャルワークないし相談援助などの用語で示される専門職性概念の変遷過程を明らかにしようとするものである。

II. 研究方法

1. 研究対象

本研究は社会福祉士ないし社会福祉士制度に対する外的な専門職性の認識ではなく、社会福祉士制度の中でどのように専門職性が認識され、制度創設や改革が行われてきたのかの解明を目的とすることから、社会福祉士制度の創設・改正を直接的に議論するものとして、所管省庁である厚生労働省の担当課室より発行された行政資料を研究の対象とする。具体的な資料名は表 1 のとおりである。

社会福祉士制度は昭和 62 年の創設より、平成 11 年度、平成 19 年度、令和元年度の過去 3 度改正を行っているため、本研究では創設および各改正期における、審議の経過を記した議事録や議事要旨、および、審議の結果を記した意見書や報告書のうち、公表されており入手可能なすべての資料を対象とした。一方、審議のいわば叩き台となる資料や委員・関係団体などによる参考

表1 研究対象とした資料の一覧

創設期2	合同企画分科会企画小委員会議事概要(第1回)	社会保険審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会第8回議事録
	合同企画分科会企画小委員会議事概要(第2回)	社会保険審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会第9回議事録
改正期1	福祉関係三審議会合同企画分科会「福祉関係者の資格制度について(意見具申)」	社会保険審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会第10回議事録
	社会福祉士・介護福祉士養成施設、試験等検討委員会報告書	社会保険審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会第12回議事録
	第1回福祉専門職の教育課程等に関する検討会 議事要旨	社会保険審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会第13回議事録
改正期1	第2回福祉専門職の教育課程等に関する検討会 議事要旨	社会保険審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会第14回議事録
	第3回福祉専門職の教育課程等に関する検討会 議事要旨	社会保険審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」
	福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書	社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会(第1回) 議事概要
H19改正期	平成18年9月20日社会保険審議会福祉部会議事録	社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会(第2回) 議事概要
	社会保険審議会福祉部会平成18年10月25日議事録	社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会(第3回) 議事概要
	社会保険審議会福祉部会平成18年11月20日議事録	社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会(第4回) 議事概要
	社会保険審議会福祉部会平成18年12月4日議事録	社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会(第5回) 議事概要
	社会保険審議会福祉部会「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」	社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会(第6回) 議事概要
	社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の今後の在り方について～20回の実績を踏まえた検証と新カリキュラムへの対応～」	社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会報告書「社会福祉士国家試験の今後の在り方について～『地域共生社会』の実現を推進するソーシャルワーク専門職の拡充に向けて～」

追記(2024)より再掲

資料は、審議の前提ないし補助的な位置づけにあり、審議の過程や結果を直接的に示すものではないことから、また報告書の中でも図表は文字による分析が困難であることから、本研究では対象外とした。

なお、対象とした資料は、創設や改正が行われた時期に応じて区分を設け、各区分においては特に代表的と思われる年次を名称に付した。具体的には、創設期はS62期、改正期はH11期、H19期、R1期として記している。

2. 分析方法

研究対象における語の表記だけでなく、研究対象に記されたロジックの内容の精査が可能となるよう、質的分析手法を採用した。質的分析手法としては、Boyatzis (1998) を参考として、コーディングを主とするテーマ分析法を用いた。テーマ分析法はコーディングの作業が綿密であり、研究対象の内容を精査し専門職性の概念を見出す本研究の目的に即したものであると判断した。特に、Boyatzis による手法は、定義や包含・除外条件などの判断基準を明確にしたコードブックを作成し、記録と検討を重ねながら分析過程を進めるため、より構造的なテーマ分析を行えることなどの特徴があり、背景の異なる各時期区分の審議内容を比較的に分析する本研究には、適した方法であると考えた。

コーディングにおける単位は、研究対象に示された段落とした。なお、段落内の内容を精査し、社会福祉士に関連する要素を含まず、介護福祉士や福祉人材確保政策などにのみ言及している段落については、コーディングの対象外とした。

分析のプロセスでは、全文を熟読した後、まず時期区分ごとにコーディングの作業を行い、各単位に、その前後の文脈を踏まえたうえで、要点や概要を示すラベルを付与した。ラベリングの後にコードブックを作成し、定義や除外条件などの判断基準を定め、それに適合するラベルを単一コードでまとめる作業を行った。さらに、階層を上げ、同様にカテゴリブックを作成し、複数のコードを単一のカテゴリとしてまとめた。その後、時期区分同士で比較が可能となるよう、ラベルや単位の内容を再確認しながら、全体のカテゴリやコード名などの調整や修正を行った。なお、カテゴリ内のコード数が多く複数に分別できる場合や、コード内のラベル数が多く複数に分別できる場合は、サブカテゴリやサブコードを設けて細分化して分類した。

また、分析の妥当性を担保するため、コーディングの分析過程において、質的研究と社会福祉士制度の双方に知見を持つ有識者と検討を行った。

3. 倫理的配慮

本研究は、公表された文書データを分析対象とするものである。その分析および論文の執筆にあたっては著作権に留意し、学会の定める引用法などを遵守した取り扱いを行う。

III. 結果

1. カテゴリ・コード・ラベル数の内訳

各時期区分におけるカテゴリ・コード・ラベル数の内訳としては、S62期がカテゴリ14件／コード46件／ラベル279件、H11期がカテゴリ23件／コード122件／ラベル292件、H19期がカテゴリ47件／コード334件／ラベル871件、R1期がカテゴリ49件／コード485件／ラベル1538件であった。後年に向かう程研究対象の文章量が多く、カテゴリ、コード、ラベルも増加が見られる結果となった。また、全期間でのカテゴリ数は、時期区分ごとの重複を削除した結果、84件であった。

各時期区分におけるカテゴリの具体的な名称と、各カテゴリにおけるコードの例を表2に示す。【 】はカテゴリを、< >はコードを、<< >>はラベルを意味するものとして記している。いずれの時期区分においても、【状況の変化】などの創設・改正を要する背景と、【社会福祉士の役割】などの創設・改正を具体的に進めるうえでの目標、【カリキュラム】などの具体的な創設・改正の内容に関するカテゴリが含まれていた。

2. 専門職性に関するコード例とラベル例

表3は、各時期区分において社会福祉士の専門職性に言及が見られた、ラベル・コード・カテゴリの例示である。専門職性に関しては、【求められる社会福祉士像】や【社会福祉士の役割】などとして言及される場合が多く、特に後年の時期区分では様々な言及が見られた。表3の例示においては、議論において頻出したり、議論の後に制度構築に反映されたりした内容を例として載せている。

まずS62期においては、【法制化の必要性】のカテゴリにおいて、<客観的評価と福祉サービスの適切な選択>のコード、および、表3に記すラベルが見られた。このラベルが付いた段落の前には、福祉ニーズの多様化が述べられていた。ここから、S62期に社会福祉士を法制化するにあたり、社会福祉士となる人材の専門職性として想定されていたのは、多様な福祉ニーズに対する客観的な評価や、総合的な相談援助、多様な福祉サービスから適切な福祉サービスを選択することであったと読み取れる。

次にH11期においては、【求められる社会福祉士像】のカテゴリにおいて、<契約によるサービス利用・在宅生活支援のための相談援助>のコード、および、表3に記すラベルが見られた。このラベルが付された段落内では、「介護保険制度の導入や社会福祉基礎構造改革の推進など」といった社会的背景も述べられていた。ここから、H11期では、措置制度などの社会福祉の共通基盤制度の改革に伴い、人権に配慮した在宅サービスの利用支援などを行うことが、社会福祉士の専門職性と認識されていたと考えられる。

さらにH19期においては、【社会福祉士の役割】のカテゴリにおいて<包括的・総合的援助>のコード、および、表3に記すラベルが見られた。H19期の当該カテゴリでは、ほかにも<サービスの利用支援>や<地域福祉の増進>のコードなどが見られていた。これらのラベルの前後の

表2 各時期区分のカテゴリとコード例の一覧

S62期	【資格化の必要性】<質の向上>等(4),【法制化の必要性】<客観的評価と福祉サービスの適切な選択>等(7),【関係団体の要望】<福祉関係者の資格制度創設の要望>,【資格の範囲】<ソーシャルワーカーとケアワーカー以外>等(5),【士土法】<法的定義>等(10),【国家試験】<試験の難度>等(2),【科目】<指定科目と基礎科目>(2),【実務経験】<実務経験の指定施設>等(2),【養成施設】<養成施設の指定基準>等(2),【待遇】<資格取得のメリット>,【将来推計】<必要な社会福祉士の数>,【他資格等との関係】<MSWとの科目の互換性>等(2),【審議の概要】<福祉関係者の資格制度の創設の検討>等(2),【審議会等の概要】<会議名>等(5).
H11期	【状況の変化】<社会福祉構造改革>,【検討課題】<制度創設時からの検討課題>,【人材の質】<質の向上>,【士土制度の歴史】<取得者の増加と役割の拡大>,【受験者・登録者数】<受験者数と登録者数>,【養成施設】<養成施設の数と入学定員>,【見直しの必要性】<教育課程,継続研修の見直し>,【求められる社会福祉士像】<契約によるサービス利用・在宅生活支援のための相談援助>等(8),【福祉系大学】<大学設置基準の見直し>,【科目】<科目構成>等(5),【カリキュラム】<社会福祉援助技術>等(21),【実習】<地域福祉の充実>等(17),【通信課程】<働きながら資格の取得>等(4),【教員】<教員・実習指導者の養成>等(6),【待遇】<ステップアップ>,【有資格者の能力への評価】<制度への意見出し>,【資格取得後の能力向上】<職能団体による研修>等(2),【権利擁護】<本人の意向>等(2),【他資格等との関係】<主事養成機関の科目見直し>等(22),【他の検討会】<福祉サービスの質に関する検討会>,【文部科学省】<文部省への確認>,【審議の概要】<教育課程等の検討>等(2),【審議会等の概要】<会議名>等(21).
H19期	【状況の変化】<措置から契約へ>等(11),【現状の課題】<実践能力の不十分さ>等(11),【士土制度の歴史】<抜本的な見直しは行われなかった>等(5),【士土法】<法的定義>等(2),【受験者数・登録者数】<登録者数>,【受験資格ルート】<行政職ルートの見直し>等(7),【実務経験】<実務経験となる施設>,【受験時期】<採用>,【SW】<SWを担う者>等(2),【求められる社会福祉士像】<望ましい社会福祉士像の12項目>等(5),【社会福祉士の役割】<地域福祉の増進>等(20),【求められる知識・技術】<総合的・包括的なサービス提供のための知識>等(5),【活躍が期待される分野】<地域を基盤とした相談援助>等(6),【資格取得の意味】<出発点>,【任用・活用】<任用・活用されていない>等(15),【養成教育】<実践力の高い社会福祉士の養成>等(11),【福祉系大学】<福祉系大学等の課題>等(4),【養成施設】<養成施設の状況>等(3),【カリキュラム】<実践的な観点からの見直し>等(9),【科目】<指定科目と試験科目>等(3),【教員】<教員要件>,【実習・演習】<実習・演習の基準の設置>等(2),【実習】<実習の必須事項の明示>等(37),【資格取得後の能力向上】<専門社会福祉士>等(7),【地域】<地域福祉の重要性>等(4),【就労】<就労分野>等(22),【就労支援】<労働行政との連携>等(2),【待遇】<任用資格と報酬>(4),【社会資源】<インフォーマルな社会資源の開発>等(2),【権利擁護】<成年後見人>等(6),【独立型社会福祉士】<地域を基盤とした活動>等(5),【職能団体】<社会福祉士会>等(4),【養成団体】<養成校協会の説明>,【社会的認知】<社会的認知が低い>等(5),【福祉事務所】<福祉事務所の在り方の見直し>等(2),【実践活動の差】<個人による格差>,【人材確保】<福祉人材の確保>,【国家試験】<国家試験の在り方の検討>等(49),【他資格等との関係】<施設長等の任用要件>等(10),【さらなる検討】<定期的な見直し>等(4),【今後の対応】<法律改正案の提出>(5),【調査研究の報告】<社会福祉士会による実態調査>等(3),【例え話】<資格の意味>,【事例】<消費者被害の支援>(3),【検討課題】<士土の在り方>等(3),【審議の概要】<現状と課題の整理と,見直しの方向性の審議>等(4),【審議会等の概要】<会議名>等(23).
R1期	【検討の方向性】<理念・規範,政策,実践>等(5),【状況の変化】<地域共生社会の実現>等(20),【士土制度の歴史】<創設から現在>等(4),【士土法】<SWの専門職の明確化>等(6),【人材確保】<財源等の保障>等(2),【評価】<力を発揮できていない>等(5),【求められる能力】<複合化・複雑化した課題・潜在的なニーズへの対応>等(9),【社会福祉士の役割】<地域共生社会の実現に向けた役割>等(19),【相談援助】<相談援助を中心とした実践>等(2),【SW】<SWの言葉>等(11),【SW定義】<グローバル定義>等(2),【SWER】<社会福祉士以外のSWER>等(2),【SW専門職】<SWの中核的な役割を担う専門職>等(7),【SW機能】<SW機能の発揮>等(31),【任用・活用】<地域で活用できる体制>等(9),【就労】<主な就労先>等(17),【行政】<専門職の採用>等(5),【養成教育】<養成側に期待されているもの>等(35),【科目】<科目の整理>等(5),【カリキュラム】<地域共生社会の実現に向けた実践能力の習得>等(27),【実習・演習】<実践能力を養うための機会>等(6),【実習】<地域での実習>等(37),【演習】<演習を通じた現場実践モデル>等(3),【教員】<教育力>(4),【資格取得後の能力向上】<認定社会福祉士>等(15),【社会的認知】<見える化>等(14),【実態と有効性の把握】<有効性の明確化>等(7),【待遇】<診療報酬,介護報酬>等(6),【倫理・価値の重要性】<地域><地域課題の掘り起こし>等(8),【住民】<広い意味での地域住民>等(5),【ストレス】<ストレスの定義>,【企業】<企業の参加>等(3),【社会福祉法人】<地域における公益的な取組>等(6),【実践活動の差】<分野による差>,【災害支援】<災害SW>等(3),【外国人支援】<滞日外国人>,【医療】<医療SW>,【包括的な相談支援体制】<定義>等(27),【住民主体の地域課題解決体制】<定義>等(20),【地域共生社会】<包括的な相談支援体制の構築と,住民主体の地域課題解決体制>等(4),【国家試験】<質的量的拡充>等(46),【他資格等との関係】<共通基礎課程を踏まえた検討>等(3),【さらなる検討】<必要に応じた見直しの検討>等(4),【他の審議会等】<福祉人材確保対策検討会>等(3),【事例】<実践事例を通じた実践能力の説明>等(5),【調査研究の報告】<地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークのあり方に関する実証的調査研究>等(3),【審議の概要】<地域共生社会の実現に向けたカリキュラム見直し等の検討>(3),【審議会等の概要】<議事進行>等(22).

注)・【カテゴリ名】<コード名>の例示(カテゴリ内のコード数)を記載。
・ソーシャルワークは「SW」、ソーシャルワーカーは「SWER」と記載。

文脈では、状況の変化として、「地域を基盤とした相談援助」や「障害者の地域生活支援」などの、活躍が期待される分野の拡がり指摘されていた。このことから、H19期は、従前同様地域生活を行うためのサービスの利用支援という側面とともに、利用者の暮らす地域自体に働きかけることが社会福祉士の専門職性として認識されていたものと読み取れる。

直近のR1期においては、【社会福祉士の役割】のカテゴリにおいて、<地域共生社会の実現に向けた役割>のコード、および、表3に記すラベルが見られた。ラベルが付いた段落の前後の文脈としては、「ニッポン一億総活躍プラン」などにおける『地域共生社会』の実現に向けた政策動向が説明されていた。こうした政策動向を受け、R1改正期では、包括的な相談支援体制の

表 3 各時期区分の専門職性に関するラベル例

	カテゴリ	コード	ラベル
S62期	法制化の必要性	客観的評価と福祉サービスの適切な選択	高齢者等への相談・援助は、客観的な評価に基づく総合的なものでなければならず、必要な福祉サービスの適切な選択が必要。
H11期	求められる社会福祉士像	契約によるサービス利用・在宅生活支援のための相談援助	契約による福祉サービスの利用・在宅での生活支援を視野に置いた、効果的な相談援助の実施が求められる。
H19期	社会福祉士の役割	総合的・包括的援助	従来の福祉サービスを介した相談援助のほか、関連する諸サービスと連携し、総合的・包括的援助を行う。
R1期	社会福祉士の役割	地域共生社会の実現に向けた役割	社士には、SW専門職として地域共生社会の実現に向け、多様化・複雑化する地域の課題に対応するための役割を担うことが期待。

表 4 各時期区分の「ソーシャルワーク」「相談援助」「社会福祉援助技術」のラベル例

	カテゴリ	コード	ラベル
S62期	士士法	法的定義	社会福祉士(ソーシャルワーカー)
	養成施設	養成施設の指定基準	実習施設は、ソーシャルワーク業務を行う施設として制度上明確に位置づけられている指定施設から選ぶ。
	養成施設	養成施設の指定基準	具体的には、公的相談機関や、業務全体の中で相談援助が重要な位置を占める社会福祉施設(入所施設)が該当。
H11期	求められる社会福祉士像	福祉に関する相談援助の専門職	福祉に関する相談援助の専門職として、資質を身に着ける。
	カリキュラム	福祉系大学の付属実習施設の設置	福祉に関する相談援助を行うなど社会福祉援助技術の習得に適した、専門性を有する施設等。
	他資格等との関係	介護福祉士への受験資格	ケアワーカーをしているとソーシャルワークの仕事も多くなるので、介士に社士の受験資格を与えるべき。
H19期	ソーシャルワーク	ソーシャルワークを担う者	国際ソーシャルワーカー連盟のソーシャルワークの定義と社会福祉士の実際の関係から、社会福祉士は国際的にもソーシャルワークを担う者であるとの指摘。
	活躍が期待される分野	地域を基盤とした相談援助	活躍が期待される分野に、地域包括支援センター等の地域を基盤とした相談援助がある。
	養成教育	実践力の高い社会福祉士の養成	福祉に関する相談援助の専門的知識と技術を有し、適切な福祉サービスの提供を可能にする実践力の高い社士の養成が必要。
R1期	ソーシャルワーク	社会福祉、ソーシャルワーク、相談援助の用語の整理	社会福祉、ソーシャルワーク、相談援助、の用語の整理が必要。
	ソーシャルワーク専門職	ソーシャルワーク専門職の言葉	10年前は、ソーシャルワークの言葉は焔上に乗らなかった。アジアの中でリーダシップが取り難い状況があるため、今はグローバル定義を考え、ソーシャルワーク専門職と言っている。
	ソーシャルワーク機能	ナチュラルソーシャルワーク	住民が担い得るナチュラルソーシャルワークや基礎的な機能がある。社会福祉士がソーシャルワークを深める集約とともに、他の専門職や住民にソーシャルワークの基礎を分散する戦略が必要。

構築と住民主体の地域課題解決体制の構築の二つを柱に、社会福祉士の役割などが整理されていた。そのため、従前とは異なり、福祉的課題を抱えた対象者に対する直接的なサービス利用支援以上に、アウトリーチや顕在化していない課題の発掘、支え合う関係を構築するための地域住民のエンパワメント、既存のサービスでは対応が困難な場合の社会資源の創出などの、地域社会へのより創造的な働きかけといった側面が、社会福祉士の専門職性として想定されたものと読み取れる。

3. 「ソーシャルワーク」「相談援助」「社会福祉援助技術」の使用例

表 4 は、各時期区分において「ソーシャルワーク」「相談援助」「社会福祉援助技術」が使用されたラベル例の一覧である。

S62 期では、【士士法】の〈法的定義〉において ≪ 社会福祉士 (ソーシャルワーカー) ≫ のラベルが見られた。なお、このラベルが付された段落は、士士法の基となった意見具申の中のものであり、実際の法文には「ソーシャルワーカー」の記載はない。さらに【養成施設】における〈養成施設の指定基準〉では、実習施設の基本的な考え方を記した段落から、≪ ソーシャル・ワーク業務を行う施設 ≫ や ≪ 相談援助が重要な位置を占める ≫ というラベルが見られた。これらの段落は、法制定後の「養成施設、試験等検討会」のものであり、すでに「相談援助」という言葉

が法文に規定されていたため、ラベルにも出現が見られた。ここでは、実習施設の選定に関して、まず「ソーシャル・ワーク業務を行う施設」を規定し、その具体として「相談援助が重要な位置を占める」ことを説明している。すなわち両者は抽象と具体の次元の差はあれど、同様の意味合いを持つものとして記されていた。また、この両者の並列の仕方は、当初ソーシャルワーカーの資格として議論された社会福祉士が、法制化に伴い相談援助を業とする者と規定されたことに伴い、「ソーシャルワーク」と「相談援助」の関係性を示唆する、S62期特有の記載であると考えられる。

H11期では、【求められる社会福祉士像】において〈福祉に関する相談援助の専門職〉が見られ、法的定義に記された「相談援助」の用語を用いて、社会福祉士の専門職性が表現されていた。その上で、【カリキュラム】の〈福祉系大学の附属実習施設の設置〉では、〈福祉に関する相談援助を行うなど社会福祉援助技術の習得に適した〉というラベルが見られた。ここでは、相談援助を行うなかで社会福祉援助技術が使用され、実習を通じてそれが学習されるという構造が読み取れ、やはり「相談援助」と「社会福祉援助技術」には密接な関係が読み取れた。一方、「ソーシャルワーク」の使用頻度は少なく、審議の過程で、社会福祉主事や介護福祉士に関する発言を行うなかで出現が見られた程度であった。そのうちの一つとして、【他資格等との関係】の〈介護福祉士への受験資格〉では、〈ケアワーカーをしているとソーシャルワークの仕事も多くなる〉というラベルが見られた。このラベルにおける「ソーシャルワーク」は、ケアワークを行うなかでの単発的・部分的な内容を意味するものと思われ、S62期の「相談援助が重要な位置を占める」と読み替えた内容とは差があることが推測される結果であった。

H19期では、【ソーシャルワーク】の〈ソーシャルワークを担う者〉において、〈社会福祉士は国際的にもソーシャルワークを担う者〉とのラベルが見られた。この社会福祉士とソーシャルワークの関係の明示は、翻って法制定より二十年余り経ち、両者の関係が必ずしも自明のものではなくなっていたことを示唆するものと思われる。一方、「社会福祉援助技術」は旧カリキュラムの名称として言及されるのみであり、社会福祉士の専門職性は専ら、法令用語である「相談援助」を用いて説明されていた。【養成教育】の〈実践力の高い社会福祉士の養成〉では、〈福祉に関する相談援助の専門的知識と技術を有し〉というラベルが見られ、H11期と同様の専門職性の表現であった。だが、前節で見たとおりH19期の専門職性の内容では地域福祉が強く意識されるようになり、【活躍が期待される分野】の〈地域を基盤とした相談援助〉では、〈地域包括支援センター等の地域を基盤とした相談援助〉のラベルが見られている。なお、こうした審議の後、定義の見直しを含む士士法の一部改正が行われており、「相談援助」の法的意味合いが変化したことにも留意したい。

R1期では、主に「ソーシャルワーク」の語を用いて、社会福祉士の専門職性に関する審議が行われていた。「社会福祉援助技術」の使用は一度も見られず、「相談援助」も法令通知の内容説明や旧カリキュラムの科目名称、または法的定義の今日的妥当性に関する指摘などにおいて、いわば限定的に使用されていた。一方、審議の中では、【ソーシャルワーク】の〈社会福祉、ソーシャルワーク、相談援助の用語の整理〉に見られるように、それぞれの用語の意味や使用方法の整理が必要であるとの指摘が出ていた。また、「ソーシャルワーク」の言葉の捉え方や使い方に関しても、審議の中で発言者により大きな差が見られた。【ソーシャルワーク専門職】の〈ソーシャルワーク専門職の言葉〉における〈今はグローバル定義を考え、ソーシャルワーク専門職と言っ

ている≫などのように、ソーシャルワークは専門的知識と技術を要するものであり、ソーシャルワーカーは専門職であるとの解釈があった。一方、【ソーシャルワーク機能】の<ナチュラルソーシャルワーク>における<<住民が担い得るナチュラルソーシャルワークや基礎的な機能がある≫などのように、ソーシャルワークを階層的に捉え、その基礎は他の専門職や住民に分散できるものとして捉える解釈も存在していた。

IV. 考察

1. 先行研究との結果の比較

本研究は、道念（2024a）の後継研究であるため、まずコーディング結果の概要に関して比較考察を行う。本研究では、質的分析の結果、全期間で 84 件のカテゴリの内容が明らかになった。これは道念（2024a）において、全期間で 19 のテーマが見られたことに比べると、かなりカテゴリの数が多結果となったと言える。その理由としては、道念（2024a）が、計量テキスト分析の共起ネットワーク図で検出された、強い共起関係が見られる語の解釈をもとに、主として議論されたテーマを分析したのに対して、本研究では網羅的にコーディングを行ったため、概括的な量的分析では浮かび上がらなかった、小さなテーマも抽出できたことが考えられる。また、例えば、道念（2024a）でテーマの一つに挙げられた「ソーシャルワーク専門職としての実践能力と機能の発揮」は、本研究の質的分析では、「ソーシャルワーク専門職」「能力」「機能」に分かれたカテゴリが設けられるなど、コーディング対象とした段落の意味内容に応じて、それぞれの要素ごとに細分化した分類を行ったためと考えられる。

一方、道念（2024a）におけるテーマのほぼ全てが、本研究のカテゴリ名として含まれており、分類の構造は類似性が高いものであった。また、道念（2024a）の量的分析では、審議内容の概括と各時期区分の対比的な特徴の把握が可能であったのに対して、本研究の質的分析では、各時期区分の審議における、多様なロジックやそれぞれのロジックの差を把握することが可能となった。

よって、先行研究である道念（2024a）と本研究は、社会福祉士制度に関する行政府における審議内容を把握するうえで、異なる分析手法から解明を試み、量的分析では内容の概括や傾向の分析を、質的分析では全容の把握や理屈の構造を明らかにしたという、相互に補完的な成果が得られたものと考えている。

2. 各時期区分における専門職概念の変遷

Ⅲ章 2 節の結果より、社会福祉士の専門職性に関する概念としては、S62 期から H19 期までは、利用者の課題分析や適切なサービスの選択、人権を尊重したサービスの利用支援といった側面に重きが置かれたことがわかった。その要因と考えられるのは、その時々政策動向を主とする社会状況である。S62 期には民間のシルバーサービスの供給の拡大が指摘されており、H11 期には平成 12 年の介護保険法の施行を控えていた。さらに H19 期は介護保険法が施行されたことに加え、平成 15 年に障害者支援費制度が導入され、措置制度から契約制度へというサービスの利用システムの大きな転換が起こっていた。こうしたなかで、社会福祉士には、様々な課題を持つ利用者に対するアセスメント力と、社会保障制度や福祉サービスの豊富な知識、人権や本人の意向を尊重したサービスの利用支援が、その専門職性として求められてきたと考えられる。

一方、地域支援や地域福祉の増進の観点からは、H19期からR1期に掛けて、社会福祉士の専門職性に大きく位置づけられていた。なお、S62期やH11期においても、地域生活や地域福祉の重要性に関する認識は見られた。例えば、S62期では、士土法案の国会提出時に、その提案理由として「専門的能力を有する人材を養成、確保して、在宅介護の充実強化を図る」（厚生省社会局庶務課1998:245-6）と述べられており、施設内援助ではなく、地域で暮らす高齢者などへの援助が大きく期待されていたことが読み取れる。さらに、H11期では、社会福祉基礎構造改革で地域福祉計画の策定が求められたことに伴い、地域福祉論に計画策定の意義が加えられるまどの見直しが行われたほか、実習に関しても、在宅での援助を想定した実習の導入が必要とされており、地域福祉の重視が見られた。

このように地域福祉に対する観点は見受けられながらも、H11期までは「地域福祉論」は選択科目のうちの一つであった。すなわち、国家試験の受験資格の取得において、必ずしもその履修が求められなかった。だが、H19期には、平成17年の介護保険法改正により地域包括支援センターが設けられたことを受け、社会福祉士の活躍が期待される分野に「地域包括支援センター等における地域を基盤とした相談援助」が挙げられ、社会福祉士の具体的な役割としても、「地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発」などの「地域福祉の増進に働きかける役割」が大きく打ち出された。こうした認識に伴い、H19期のカリキュラム改正においては「地域福祉の理論と方法」の科目は必修科目となり、履修時間数も従前から倍増した。

R1期では、社会福祉士の専門職性の概念は、「地域共生社会の実現」と「ソーシャルワーク」の二点から議論され追究が図られている。特に「地域共生社会の実現」に関しては、閣議決定である「ニッポン一億総活躍プラン」での議論から、「包括的な相談支援体制の構築」と「住民主体の地域課題の解決体制の構築」の二本柱に沿い、社会福祉士が発揮すべきソーシャルワークの機能などの整理が行われた。そのため、R1期はH19期までとは異なり、個別のサービスの利用支援の側面は専門職性の概念からは後退し、代わりに、地域や地域住民等に働きかけ、より創造的に地域づくりを行うことが専門職性として求められるようになった。

以上に見られるように、社会福祉士の専門職性に関する概念は、個別の対象者に対するサービスの利用支援から、地域の連携、協働の促進や支援体制の構築といった地域福祉の増進へと変遷してきたものと考えられる。一方、地域生活や地域福祉の視点は当初全くなかったというわけではなく、法制定時より認識されていたものが、政策動向に伴い徐々に拡大したと捉えられる。この政策動向としては、地域福祉の推進や地域福祉計画を定める社会福祉法の改正、および、介護保険法の制定に伴う契約制度の導入、地域包括支援センターの設置に伴う社会福祉士の必置化、そして、ニッポン一億総活躍プランをはじめとする一連の地域共生社会実現に向けた政策の流れが該当するものと考えられる。総じて、社会福祉士の専門職性に関する概念は、その時々々の社会状況、および、社会状況を踏まえた政策動向に応じて、個人へのサービス利用支援などのミクロな領域から、地域福祉の増進といったメゾ、マクロな領域へと変遷し、発展してきたと考えられよう。

3. ソーシャルワーク、相談援助、社会福祉援助技術の使用状況と関連性

Ⅲ章3節の結果より、ソーシャルワーク、相談援助、社会福祉援助技術の言葉は、時期区分ごとに主として使用される言葉は異なるものの、相互に関連性が認められ、特にH19期までは代

替的に使用されてきたことがわかった。

S62 期にはソーシャルワークを主として、法制定後は法令用語となった相談援助や、科目名称となった社会福祉援助技術も使用されていた。ソーシャルワークと相談援助の関連性や代替性は、士士法の基となった意見具申において、社会福祉士を「ソーシャルワーカー」とし、社会福祉士の定義を「相談援助を業とする者」としたことで形成されたものと考えられる。この「ソーシャルワーカー」という言葉は法文には搭載されなかったが、厚生省法令担当行政官による立法解説においても、「社会福祉士は、いわゆるソーシャルワーカーに対応する資格である」と説明されており（深田 1987 : 40）、法制定後もそうした認識は継続して打ち出されていたことが確認される。さらに、「社会福祉援助技術」という言葉は、法制定後の「社会福祉士・介護福祉士養成施設、試験等検討会」において、当時の厚生省担当係官であった阿部により発案されたものとされる。阿部は、社会福祉援助技術という名称を用いたことに対して、「社会福祉士の専門性の最も重要な要素である相談援助技術の習得を確実なものとするため、この名称を用い」と述べており（阿部 1993 : 142-3）、この阿部の記述を見ても相談援助と社会福祉援助技術の代替的な関係性がうかがわれる。

H11 期には、ソーシャルワークはほぼ使用されず、法令用語である相談援助や、科目名称である社会福祉援助技術が使用されていた。当時の厚生省担当係官であった平野は、福祉専門職教育の見直しは、「構造改革を契機として、その改革推進をめざし」で行われた側面があることを説明している（平野 2000 : 28）。その社会福祉基礎構造改革の中間まとめでは、「福祉系大学が附属実習施設を持つことを認める必要」や「福祉施設のみならず地方公共団体などにおいて相談援助の実習を行うことも重要」などが指摘されており、こうした点を踏まえて、「福祉専門職の教育課程等に関する検討会」での議論が進められたものと思われる。そのため、当該検討会の報告書では、実習に関して、「社会福祉援助技術現場実習」という科目名称をそのまま用いた表記と、「地方公共団体での相談援助実習」という表記が混在したが、後者は構造改革の中間まとめを受けたものと推測される。この「相談援助実習」という言葉は、後の H19 期の改正で科目名称となるが、当時は使用されていなかった。こうした中で「相談援助」と「社会福祉援助技術」の関係性を示唆するのが、Ⅲ章 3 節で見られた〈福祉系大学の附属実習施設の設置〉での「福祉に関する相談援助を行うなど社会福祉援助技術の習得に適した」という記述であり、H11 期においても S62 期同様、相談援助と社会福祉援助技術は代替的な関連性があったものと解釈される。

H19 期には、相談援助が主として使われ、ソーシャルワークや社会福祉援助技術の使用は限定的であった。社会福祉援助技術に関しては、旧科目名称等で使用されており、相談援助やソーシャルワークとの関連を示す記述は見られなかった。一方、旧カリキュラムの「社会福祉援助技術論」など、社会福祉援助技術を含む科目名称は、カリキュラム改正を通じていずれも相談援助に改められており、相談援助と社会福祉援助技術は代替的に置換されている。さらに、ソーシャルワークと相談援助に関しても、Ⅲ章 2 節で見られたように、社会福祉士を「福祉に関する相談援助の知識と技術を有」する者とし、さらに「社会福祉士は国際的にもソーシャルワークを担う者である」としていたことから、両者には類似の関係が認められるものと捉えられる。なお、当時の厚生労働省の Q & A では、『相談援助』ではなく、『ソーシャルワーク』や『社会福祉援助技術』という用語を用いるべきではないかとの問いに対して、「あくまで国が示す教育カリキュラム上は、この法律上の定義との整合性を図る観点から、『相談援助』という用語で統一してい

るとの回答が示されている（厚生労働省 2008：2）。ここからも、これら三語は類似した代替可能性のあるものとして捉えられながらも、法令に即して相談援助という語の選択が行われたと解釈できよう。

R1 期になると、状況は反転し、ソーシャルワークが主として用いられるようになった。社会福祉援助技術は使用が見られず、相談援助も法令通知の規定の説明や旧科目名称として使われるなど、限定的な使用であった。なお、相談援助の科目名称に関しては、カリキュラム改正の「作業チームでは、これまでカリキュラムで使用していた相談援助という文言を全てソーシャルワークに改めること」（社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会 2022：2-3）されたことに伴い、いずれもソーシャルワークを用いた科目名へと見直されている。これに関して、厚生労働省の Q & A では、「広く『ソーシャルワーク』という表現が使用されている」ことや社会保障審議会の「報告書においても『相談援助』に代えて『ソーシャルワーク』という表現を用いて、今後の社会福祉士のあり方等を提言している」ことから、ソーシャルワークという表現を用いることとしたと説明されている（厚生労働省 2020：7）。つまり、ソーシャルワークの社会的認知や使用状況の高まりなどが、H19 期と異なる判断の要因となったと捉えられ、これ自体は従前からの各用語の代替可能性を否定するものではないだろう。

一方、社会保障審議会での議論においては、相談援助やソーシャルワークという用語の意味や関係を整理すべきとの意見が出されており、両者は必ずしも代替的なものとは受け止められていなかったと考えられる。例えば、審議会における「学生さんは何となく相談援助というと、制度・サービスの相談をする人というイメージなのですね。それでは、ソーシャルワークの全体像はなかなか見えないのだと思う」という発言や、「相談援助ということが非常に広範囲ですし、ソーシャルワークと見たときに一部分であったりします」という発言に見られるように、相談援助は広範囲な知識を要しながらも個人に対する相談というミクロな領域を想起させるのに対して、ソーシャルワークはより広い、メゾやマクロな領域を含むものと解釈されていることがうかがわれる。

しかし、ソーシャルワークという用語に関しても、審議の中で統一的な解釈は見受けられず、その範囲や担い手等に関して、議論に参加した識者の間では相違や乖離が見られていた。特に III 章 2 節で見たように、ソーシャルワークを専門職による実践とみるのか、あるいは階層的に捉え、その基礎の部分は地域住民やソーシャルワーカー以外の専門職が担い得るものとみるのかは、大きな論点であると思われる。ソーシャルワークという言葉が社会福祉士制度の創設後三十年余りを経て、社会的認知の向上などにより行政資料に掲載されるようになったことは画期的である一方、今後、社会福祉士がソーシャルワークの専門職としてその専門職性を深化・発展させるためには、ソーシャルワークという概念の明確化や具体化、社会福祉士の関係者以外にも幅広く認識を共有する働きが必要と考えられよう。

V. 成果と課題

1. 成果と限界、課題

本研究の成果は、行政資料の質的分析を通じて、社会福祉士制度の専門職概念が、サービスの利用支援から地域福祉の増進へと変遷した過程を明らかにしたことである。本研究の先行研究である道念（2024a）では、社会福祉士制度の創設・改正における審議の概要と各時期区分の特徴

や変遷が明らかにされた。その中で R1 改正期が特異な位置づけにあり、理由として政策動向の継続性と転換が影響を与えたと考えられることが指摘された。本研究では、道念（2024a）で説明された審議の全般から、さらに専門職性概念へと焦点を絞り、時期区分ごとの政策動向を主とする社会状況の変化に伴い、社会福祉士の専門職性に関する言説がどのように変遷してきたのかを、質的分析という実証的手法を通じて明らかにしたことに新規性がある。また、本研究では表 2 に見られるとおり、網羅的なコーディングにより、道念（2024a）では拾いきれなかった小さなテーマを抽出できたことにも意義がある。

さらに、道念（2024a）では残された課題となった、社会福祉士制度における専門職概念の中核を成すと考えられる「ソーシャルワーク」「相談援助」「社会福祉援助技術」という用語の使用状況や相互の関連性を明らかにし、各時期区分において各用語が選択された背景やロジック、それらの変遷の過程を説明したことは、本研究独自の成果と言える。加えて、現在は「ソーシャルワーク」という用語を中心として社会福祉士の専門職性が認識されているものの、特に社会福祉士の関係者以外の多様な領域においてはソーシャルワークの概念の相違や乖離が見られ、社会福祉士制度の今後の展開に当たっては、ソーシャルワーク概念の具体化や認識の共有が必要になることを見出したことも、本研究の成果である。

本研究の限界としては、研究対象上の限界が挙げられる。本研究では、審議会等の報告書や議事録等を対象としたが、S62 期や H11 期という前半の時期区分においては議事概要を超える詳細な記録は公開されておらず、議論の細かな内容ややり取りは把握できなかった。また H19 期や R1 期では一部議事録が公開されていたが、審議会の審議は短時間に多くの者が発言を行うため、発言者の意図や認識を深く把握することは困難であった。

そのため、今後の課題としては、社会福祉士制度の創設や改正に関与した行政担当者や団体関係者等に対する聞き取り調査等を行い、より詳細に当時の議論の状況や専門職性に関する認識等を確認し、検討を行うことが考えられる。

引用文献

阿部 實（1993）『福祉改革研究』第一法規。

Boyatzis, R. E. (1998) *Transforming Qualitative Information: Thematic Analysis and Code Development*, SAGE Publications.

道念由紀（2024a）「社会福祉士資格制度の変遷に関する一考察——行政資料の計量テキスト分析を通じて」『社会福祉学評論』24, 57–69.

道念由紀（2024b）「立法府における『ソーシャルワーク』概念の明確化——国会会議録の計量テキスト分析を通じて」『社会福祉学』65(3), 14–27.

深田 修（1987）「社会福祉士及び介護福祉士法の概要」『法律のひろば』40(9), 37–46.

平野方紹（2000）「社会福祉基礎構造改革における福祉専門職養成の方向性」『社会福祉研究』77, 26–35.

厚生労働省（1999）「福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書」（https://www.mhlw.go.jp/www1/houdou/1103/h0310-1_16.html, 2023.9.10).

厚生労働省（2008）「社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しに関する Q & A」（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei01.pdf>, 2024.6.1).

厚生労働省（2020）「令和元年度 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しに係る Q & A について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000606421.pdf>, 2024.6.1).

厚生労働省（2022）『社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会』報告書を踏まえた今後の社会福祉士国家試験の実施について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000932518.pdf>, 2024.6.1).

厚生労働省（2024）「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001213182.pdf>, 2024.6.1).

厚生省社会局庶務課監修，（財）社会福祉振興・試験センター編集（1988）『社会福祉士・介護福祉士関係法令通知集』第一法規.

社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会（2022）「社会福祉士国家試験の今後の在り方について——『地域共生社会』の実現を推進するソーシャルワーク専門職の拡充に向けて」(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_141326_00006.html, 2023.9.10).

社会保障審議会福祉部会（2006）「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」(<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/12/s1212-4.html>, 2023.9.10).

社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会（2018）「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_224742.html, 2023.9.10).

全世代型社会保障構築会議（2023）「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について」(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/zensedai_hosyo/index.html, 2023.6.1).

The Changes Made to the Professional Concept of Certified Social Worker's System: A Qualitative Analysis of Administrative Data

Yuki DONEN

The purpose of this paper is to clarify the transition process of the professional concept in the certified social worker's system and the usage and the interrelationship of "social work," "consultation and assistance," and "social welfare assistance techniques." The object of this research is the administrative documents that deliberated on the certified social worker's system. The research method is the thematic analysis method, a qualitative analysis. As a result, it is found that the professional concept of the certified social worker has changed from support for the use of services for individual subjects to promotion of community welfare, such as promotion of community partnerships and collaboration and establishment of support systems. In addition, "social work," "consultation and assistance," and "social welfare assistance techniques" have been used interchangeably, but in recent years, the difference between "social work" and "consultation and assistance" has become a point of contention, and furthermore, it is found that the concept of "social work" has diverged even among experts. For the future development of the certified social worker's system, it is considered necessary to clarify the concept of "social work" and promote shared recognition.

Key Words: Certified social worker, Professionalism, Concept, Administrative data, Qualitative analysis.